

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続きについて

平成 21 年 2 月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置されている簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められている昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続き（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している 8 市又は県の担当部署までお願いします。

建築基準法では、

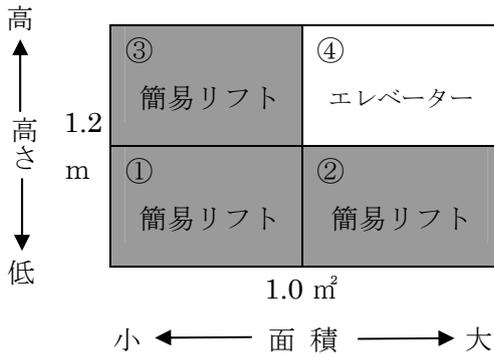
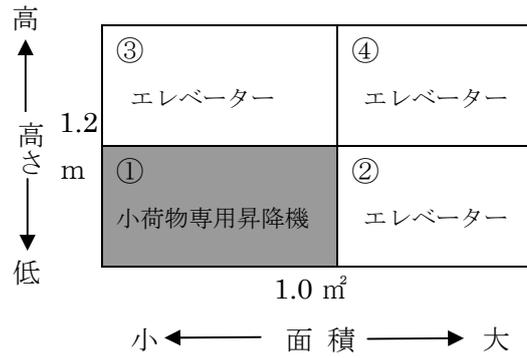
- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】建築基準法に関するお問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
宇都宮市	宇都宮市 建築指導課	028-632-2573
足利市	足利市 建築指導課	0284-20-2170
栃木市	栃木市 建築指導課	0282-21-2627
佐野市	佐野市 建築指導課	0283-61-1167
鹿沼市	鹿沼市 建築指導課	0289-63-2242
日光市	日光市 建築住宅課	0288-21-5197
小山市	小山市 建築指導課	0285-22-9233
那須塩原市	那須塩原市 建築指導課	0287-62-7169
上記以外の市町	栃木県 建築課	028-623-2514

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆のように供されるものは除く）で積載荷重 0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積 1 m²超かつ高さ 1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積 1 m²以下又は高さ 1.2m以下  <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低</p> <p>小 ← 面積 1.0 m² → 大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積 1 m²超又は高さ 1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積 1 m²以下かつ高さ 1.2m以下  <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低</p> <p>小 ← 面積 1.0 m² → 大</p>
		<p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>